

グリーンインフラの活用に関する検討支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 背景

区では、令和3年に杉並区ゼロカーボンシティ宣言を表明し、令和5年3月に改定したまちづくり基本方針で、まちづくり部門における、道路・交通体系の改善、再生エネルギーの導入や省エネルギー対策、グリーンインフラの活用など、分野横断的に環境負荷の少ないまちづくり、都市構造の形成などの視点を示し、ゼロカーボンシティの実現に向けたまちづくりを強力に推進しています。

都は、近年の気候変動に伴い、2050年頃には、降雨量が現在の1.1倍になるとの試算から、昨年12月、「東京都豪雨対策基本方針」を改定して、目標降雨を10ミリ引き上げ、1時間に85ミリまでの降雨に対しては、浸水被害を防止するとともに、85ミリを超える降雨に対しても、もしもの備えとしてグリーンインフラの活用などを進めていくこととしました。

こうした状況を踏まえ、区では、実行計画において、令和6年度から道路の透水性舗装や区立施設等での雨水浸透（貯留）施設整備の取組を強化することに加え、自然の持つ機能を活用したグリーンインフラによる雨水流出抑制対策に取り組むこととしました。

2 目的

本業務は、グリーンインフラの活用を推進するため、区民等と活発な対話を行える意見交換の場の企画提案・運営支援を行います。また、対話の際に必要な総合的な治水対策に関する現状と課題等を分かり易く整理し、区民等との協働によるグリーンインフラの推進に必要な取組内容・方向性のとりまとめを支援することを目的とします。

3 業務の概要

(1) 業務名

グリーンインフラの活用に関する検討支援業務

(2) 業務内容

- ①総合的な治水対策（現状・課題）等について、区民等との対話の際、すべての年代に対して分かり易い資料の作成支援
- ②区民等と活発な対話を行う意見交換会等の企画提案・運営に関する支援
- ③区民等との協働によるグリーンインフラ活用の推進に関する取組における検討支援

詳細は別紙1「業務説明書」参照

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月14日まで

(4) 事業経費(上限額)

9,500,000円(税込)

※上限額を超える額を提示した者は失格とする。

4 参加資格

応募者は、次の参加資格を満たしている法人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人事業税・地方法人特別税、法人税並びに消費税及地方消費税を完納していること。
- (7) 共同事業体として参加する場合は、次の項目によること。
 - (ア) 代表する法人（以下「代表法人」という。）を定め、共同事業体の代表者を代表法人に属する者の中から指定すること。
 - (イ) 共同事業体の構成法人は、上記（1）～（6）の参加資格を満たしていること。また、本プロポーザルに応募した共同事業体の構成法人又は単独の参加者が、本プロポーザルの他の共同事業体の構成法人となることができないものとする。
 - (ウ) 参加申込み後の代表法人及び構成法人の変更は、原則として認めない。
 - (エ) 別紙 2 「提出書類一覧」の No. 2, 3, 4, 6 の書類について、全構成法人のものを提出すること。

5 実施手順

公表から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は、以下のとおりです。

内 容	期日等
実施要領の公表	令和 6 年 5 月 28 日（火）
質問の受付期間	令和 6 年 5 月 28 日（火）から 令和 6 年 6 月 5 日（水）正午まで ※質問及び回答は、令和 6 年 6 月 7 日（金）までに、区公式ホームページ上で一括して公開します。
参加申込書等の提出期間	令和 6 年 5 月 28 日（火）から 令和 6 年 6 月 12 日（水）午後 5 時必着 ※参加申込をせずに企画提案書を提出することはできません。
企画提案書等の提出期間	令和 6 年 5 月 28 日（火）から 令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 3 時必着 ※参加申込書等を提出しても、期限までに企画提案書等の提出がない場合は辞退とみなします。
第一次審査（書類審査）	令和 6 年 6 月 24 日（月）（予定） ※第二次審査の対象となる事業者を選定します。

	※第一次審査結果は令和6年6月26日(水)に発送する予定です。
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和6年7月10日（水）（予定） 場所・日時の詳細は、別途、第一次審査通過事業者へ通知します。
受託者候補者選定結果の通知	令和6年7月18日（木）（予定）

6 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

「質問書」（様式7）に質問内容を記載の上、E-mailにより提出してください。
なお、提出の際は件名を「グリーンインフラを活用した流域対策等の検討支援業務公募型プロポーザル」質問書【事業者名】」としてください。

(2) 質問の受付先

「10 担当課（問い合わせ先）」に同じ

(3) 質問の受付期限

令和6年6月5日（水）正午まで

(4) 質問の回答方法

令和6年6月7日（金）までに、区ホームページ上で回答を行います。
区公式HPアドレスは以下に示すとおりです。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>

なお、質問内容が不明瞭なもの、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがあります。

(5) 注意事項

メールの本文には質問内容を記述せず、質問書（様式7）を利用してください。
補足や説明資料として質問書以外で資料の提出が必要な場合には、Microsoft Office に含まれるアプリケーション又は PDF にて提出してください。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

「提出書類一覧」（別紙2のとおり）

(2) 提出部数

提出書類は、正本1部・副本7部をそれぞれ製本（A4 縦長ファイル等で綴じる）し、提出書類一覧を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。また、表紙及び背表紙に、当該提出書類名（グリーンインフラの活用に関する検討支援業務公募型プロポーザル企画提案書等）を付し、正本のみに事業者名を付してください。

副本については、提案事業者が特定できるような名称（社会福祉法人、株式会社等の表記も含む）、ロゴマーク等は、使用しないでください。それらが記載している書類については、当該箇所をマスキングし、判別できないようにしてください。また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行ってください。

(3) 提出方法

提出書類の確認を行って受理しますので、原則、持参してください。（要事前連絡）

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「グリーンインフラの活用に関する検討支援業務応募書類在中」と朱書きし、提出書類の漏れがないようにしてください。

(4) 提出先

「10 担当課（問い合わせ先）」に同じ

(5) 提出期限

令和6年6月17日（月）午後3時 必着

※持参、郵送いずれも、未着、遅延の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。遅配を含む事故についても、区は責任を負いません。なお、電子データでの提出は受け付けておりません。

8 受託者候補者の選定手順

グリーンインフラの活用に関する検討支援業務受託者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容等を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を候補者として選定します。

なお、3（4）事業経費に示す上限額を超える提案を行った事業者は、審査対象となりません。また、選定会議で審査した結果、一定の点数に満たない事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

①経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	・ 経営状況は良好か
業務実績	・ 過去に類似業務の実績があるか ・ 実績として挙げた類似業務は効果的であったか
業務遂行力	・ 業務の遂行体制は妥当か ・ 業務の遂行に当たり技術者等が配置されているか ・ 危機管理対策は適切であるか、災害・事故発生時の対応の考え方は適切であるか
環境配慮	・ 環境への配慮をしているか
労働環境	・ 女性の活躍推進やワークライフバランスに関する取組をしているか

②企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
業務理解度	・ 本業務の目的を十分に理解した内容となっているか
提案内容の妥当性	・ 提案された手法や業務内容は実現可能性があるか ・ 提案が専門的知識や技能に基づいているか ・ 区民と民間企業の理解・協力を得るための進め方の提案となっているか ・ 資料作成について、わかりやすく伝えるための提案となっているか ・ 活発な対話を生み出す有効な手段がとられているか ・ 参加した区民の活動の継続的な協働が期待できるか
業務に対する取り組み姿勢	・ 業務に対する取り組み姿勢が意欲的か ・ 独自性のある提案になっているか
資料調整能力	・ 企画提案書は図等を使用し、一般的にみてもわかりやすく、見やすいものとなっているか
費用対効果	・ コストに見合った提案であるか

プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明が論理的で説得力があるか ・質問の受け答えが適切か ・区民の主体性を引き出すような提案になっているか ・区民等との協働による持続可能な取組を引き出すための提案になっているか <p>(企画提案内容に対する評価も含む)</p>
------------------	---

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定委員会で資格や内容等の審査を実施し、第二次審査対象事業者を選定（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3者程度を予定）します。

第一次審査の配点については、経営状況等に対する評価基準3割程度、企画提案に対する評価基準7割程度としています。

第一次審査の結果は、令和6年6月26日(水)（予定）までに、第一次審査参加事業者全てに対して通知します。

② 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査により、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得し、かつ最上位の事業者）を選定します。また、説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は評価の対象となりません。

なお、本業務の統括責任者はプレゼンテーションに参加することとします。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和6年7月18日（木）（予定）に通知する予定です。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

(4) 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。なお、失格となった場合でも、すでに提出された企画提案書等は返却しません。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 参加資格を満たさなくなった場合

ウ 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に応募予定者・応募者（応募予定者・応募者の関係者を含む）は、選定委員会等の設置から選定の通知が来るまでの間、選定委員会委員及びこの募集に関係する区職員（以下「選定委員等」という）に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、目的が自己を有利にする又は他社を不利にすることを目的とした接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。ただし、以下のような場合は含まれません。

- ・実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・自らが構成員の一員となる団体（区との契約の相手方である等の利害関係が

ないものに限る。)と区が行う事業推進に関する意見交換会等の出席(当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。)

- ・区が主催する審議会、意見交換会等への出席
- エ 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- オ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

9 その他の留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しません。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。また、区は提出された文書等について、必要に応じて無償で使用できるものとします。
- (6) 選定委員会で審査をした結果、一定の点数を満たす応募事業者がいなかった場合は、受託者候補者を選定しません。
- (7) 契約の締結にあたっては、区指定の標準契約書を使用します。
- (8) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。
- (9) 区と契約を締結する場合、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁じます。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾が必要です。
- (10) 失格要件に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の応募事業者と契約交渉を行います。

10 担当課(問い合わせ先)

杉並区都市整備部土木計画課土木調整グループ担当 峰山

所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 (杉並区役所西棟4階)

電話：03-3312-2111 (代表) 内線3423

E-mail：DOBOKUCHOSEI-G@city.suginami.lg.jp

業務説明書

1 業務名

グリーンインフラの活用に関する検討支援業務

2 業務内容

(1) 現状と課題等の整理

杉並区内で実施してきている総合的な治水対策について、公共施設と民間施設の現状と課題をデータや図により整理する。その他、国、自治体が進めるグリーンインフラに係る計画、指針、取組状況から、区内のグリーンインフラに係る現状及び取組状況を整理する。また、整理にあたっては、自然環境が持つ多様な機能や雨水流出抑制対策の実施状況や緑化及び土地利用状況の経年変化、浸水被害状況、地域特性等の情報も収集整理を行う。

上記を踏まえ、意見交換会などで提示する基礎資料になることを念頭にどの年代の区民にもわかりやすいものになるようにまとめるものとする。

(2) 区民等との意見交換会の企画提案・運営支援

意見交換会では、参加者が活発な対話やアイデアを出せるような意見交換会の手法、工夫、構成などについて企画提案を行うとともに意見交換会用の資料作成を行う。

意見交換会を進行するファシリテーターを設置することを必須とする。なお、実施時期・参加者は以下の通りを想定し、活発な対話を行うため、各回同じ参加者とする。

実施時期（想定）：9月から2月 最低3回（開催日時・場所は協議のうえ決定するものとする）

参加者（想定）：公募による区民（30名程度）、小中高校生（12名程度）、登録環境団体（6名程度） 計48名程度

※実施時期・参加者は想定であり、活発な対話を行うために自由な発想で提案するものとする。

(3) 区民等との協働によるグリーンインフラの推進に関する取組検討支援

意見交換会で出た意見の実現可能性について検討し、実施するための課題の整理を行う。今後の区民との協働によるグリーンインフラの推進に必要な取組内容・方向性のとりまとめを行うものとする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月14日まで

4 履行場所

杉並区

5 業務に関する情報の取扱い

(1)業務の遂行に伴って収集した個人情報等を委託中はもとより、委託完了後であっても外部に漏らしてはならない。

(2)個人情報及び機密事項の取り扱いについて、以下の事項を厳守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏洩等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

エ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

6 成果品等の所有権及び成果品

本業務に関する成果品・データ等の所有権は全て杉並区に帰属するものとし、区の承認を得ることなくこれらを貸与、公表、使用してはならない。

〈成果品〉

(1) 本業務報告書電子データ（CD-R）

(2) その他区担当者が指定するもの

7 低公害車使用促進について

物品配送等に使用する車両は、原則として低公害車（天然ガス車、九都県市指定・国土性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）に基づき、同要領に定める基準に適合すると判定された車）の使用に努めること。都のディーゼル車規制に適合しない車両は使用しないこと。なお、規制等に適合する自動車であることを確認するため、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

8 その他

本業務の提案について、下記の項目を参考に提案すること。

(1) わかりやすく伝えるための表現が用いられているか

(2) 活発な対話を生み出す有効な手段がとられているか

(3) 参加した区民の活動の継続的な協働が期待できるか

(4) 区民の主体性を引き出すような提案になっているか

(5) 区民等との協働による持続可能な取組を引き出すための提案になっているか